

飯田市地域福祉計画 飯田市地域福祉活動計画 (第2期) (案)

「誰もが主役、皆が地域で支え合う、
住み慣れた地域で共に生きていくために」

令和3年度～6年度

飯 田 市
飯田市社会福祉協議会

目次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の経過と趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画の位置付け	1
4	策定方法	2
第2章	飯田市地域福祉計画の基本的な考え方	
1	基本理念	3
2	基本方針	3
3	重点取組	4
第3章	地域福祉推進のための仕組みづくり	
1	地域福祉の推進体制	5
2	飯田市社会福祉協議会の活動方針	7
3	福祉のまちづくりパートナーシップ協定	7
4	地域福祉課題検討会	7
5	地区基本構想・基本計画の推進	8
6	地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の展開	8
7	各地区取組事例の横展開	8
8	計画の進行管理と評価	8
第4章	第1期重点事業の評価	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	9
2	地域における交通手段の確保	9
3	生活困窮者への気づきと支援	9
4	障がい児・者の共生の環境づくり	10
5	認知症の理解と支援	10
6	地域福祉に係る人材育成	10
7	地域と共に取り組む健康づくり	10
8	結婚から子育て・子育て支援	11
第5章	地域福祉推進のための重点取組	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	12
2	地域における生活課題解決への支援	12
3	自立に向けての支援	13
4	地域共生への環境づくり	14
5	生き生きと暮らせるコミュニティづくり	15
6	福祉に係る人材育成	16
7	産み育てやすい地域づくり	16
第6章	重点取組を推進するための活動計画	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	18
2	地域における生活課題解決への支援	23
3	自立に向けての支援	28
4	地域共生への環境づくり	31
5	生き生きと暮らせるコミュニティづくり	36
6	福祉に係る人材育成	38
7	産み育てやすい地域づくり	43

資料編

1	飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿	46
2	飯田市社会福祉審議会本部会の開催状況	46
3	地区等との意見交換の開催状況	47
4	福祉相談窓口一覧	48

第2期飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画（案）

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経過と趣旨

飯田市の「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」では、「合言葉はムトス 誰もが主役 飯田未来舞台」をキャッチフレーズとし、「12の目指すまちの姿」の実現に向けて取り組みを進めています。福祉分野では「共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる」を掲げています。

平成29年度から令和2年度までの「第1期飯田市地域福祉計画」は、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」の分野別計画に位置付けられ、地域活動による支え合いや住民相互の助け合いにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することとし、具体的には、事業者との見守り協定の締結による社会全体での見守り体制の構築や、ごみ出し困難世帯への支援などを実施してきました。

また、「第1期飯田市地域福祉活動計画」においては、各地区の共助による新たな福祉活動の取り組みを推進し、その横展開を図るとともに、全地区における住民支え合いマップの作成やふれあいサロンの立ち上げなど地域住民が主体となり地域で支え合う取り組みを推進してきました。

一方、地域社会では少子高齢化、家族機能の変化などを背景として、個人や世帯の抱える生きづらさや暮らしづらさが複雑化・多様化し、例えばダブルケア、いわゆる8050問題、ごみ屋敷などの問題が生じています。

また、介護、障がい、子ども、困窮といった従来の縦割りの公的支援のみでは対応が難しい、制度の狭間の課題も新たに表面化してきました。

こうした地域社会の変容と、直面する新たな課題に対応するために、地域、飯田市、関係機関等が協力して地域共生社会に向けた取り組みを進めていく必要があるため、令和元年度から各地域において、地域福祉課題検討会を開催し、地域の持つ福祉課題を把握し、地域とともにその解決方法の検討を始めました。この計画を策定するに当たり、地域福祉課題検討会での検討結果を反映させていきます。

この計画は第1期と同様に、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会や福祉関係者等が共に策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、両計画を車の両輪として連携させ、各福祉分野にとらわれない横断的な支援を行い、地域福祉を推進していきます。

2 計画期間

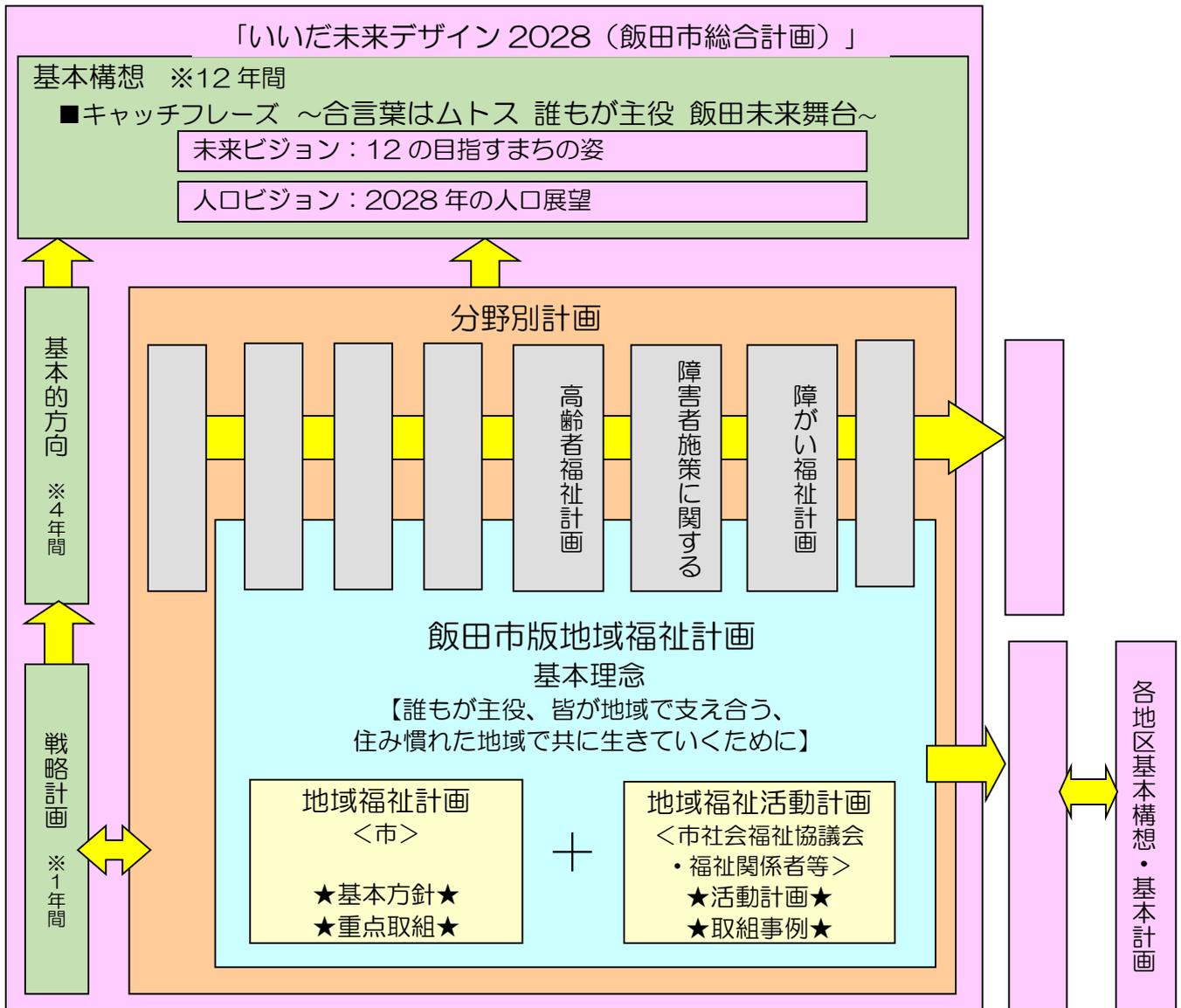
令和3年度から令和6年度までの4年間とします。（いいだ未来デザイン2028 基本的方向（4年単位）の中期に合わせます。）

3 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条の規定により、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として市町村が策定するよう努めることとされており、「地域における高齢、障がい、子育てその他の福祉の各分野における共通的な事項」を内包する計画として位置付けられています。

また、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」に掲げたビジョンの実現を目指し、地域福祉の推進に関する事項を具体化する「いいだ未来デザイン2028」の分

野別計画として位置付けられています。



※基本的方向：基本構想の実現に向けて4年間で戦略的かつ重点的に取り組むもの
 ※戦略計画：基本的方向の実現に向けて具体的にに取り組むもの

4 策定方法

- (1) 庁内各検討会で計画案を検討する。(社会福祉協議会含む)
 福祉課検討会：福祉課
 健康福祉部検討会：福祉課、長寿支援課、子育て支援課、保健課
 庁内検討会：健康福祉部、ムトスマちづくり推進課、危機管理室、教育委員会、
 リニア推進課、市立病院など
 地域福祉活動計画（一体的に策定）：社会福祉協議会、福祉課など
- (2) 社会福祉審議会本部会に諮問し、「計画（案）」を審議する。審議会は、福祉の各分野の個別計画との整合性を図る。
- (3) 計画案などが決定した段階で、まちづくり委員会、民生児童委員協議会、地域福祉課題検討会などで説明し意見を聴取する。

第2章 飯田市地域福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

「誰もが主役、皆が地域で支え合う、住み慣れた地域で共に生きていくために」

誰もが地域社会の中で主役となり、住み慣れた地域で共に、自分らしく生き生きと安心して暮らせることができるように、地域の中でお互いに支え合うことができ、地域の持つ力と公的な支援体制が協働して、さらなる地域づくりを推進していくことをこの計画の基本理念とします。

2 基本方針

基本理念の下に、以下の4つを基本方針に掲げて取り組みを推進していきます。

(1) 『安心して暮らせる社会づくり』

年齢や障がいの有無等にかかわらず、全ての人が、住み慣れた地域でその人らしい安心して生活を送ることができるよう、一人の人間として尊重され、多種多様な個性を認め合い、共に生活することができる社会を目指します。

(2) 『共に支え合う地域づくり』

同じ地域で暮らす全ての住民が地域での役割を持ち、お互いに支え合い、助け合うことができるよう、地域の支え合いの基盤を強化し、住民参加による生活に根ざした地域活動の積み重ねによって、市内20地区それぞれに合った個性ある地域共生社会づくりを進めていきます。

(3) 『健やかに暮らせる地域づくり』

地域住民の誰もが生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていけるように、一人ひとりが生きがいを持ち、健康で文化的な社会を共に創っていくことができる地域づくりを進めていきます。

(4) 『包括的支援体制づくり』

地域住民、社会福祉法人やNPO法人などの社会福祉事業者、ボランティア団体、民間事業者、行政など様々な地域福祉の主体が、制度の狭間の課題への対応、各分野を横断する問題を抱える者への対応など、様々な課題解決のために一体となって協力する体制づくりを進めていきます。

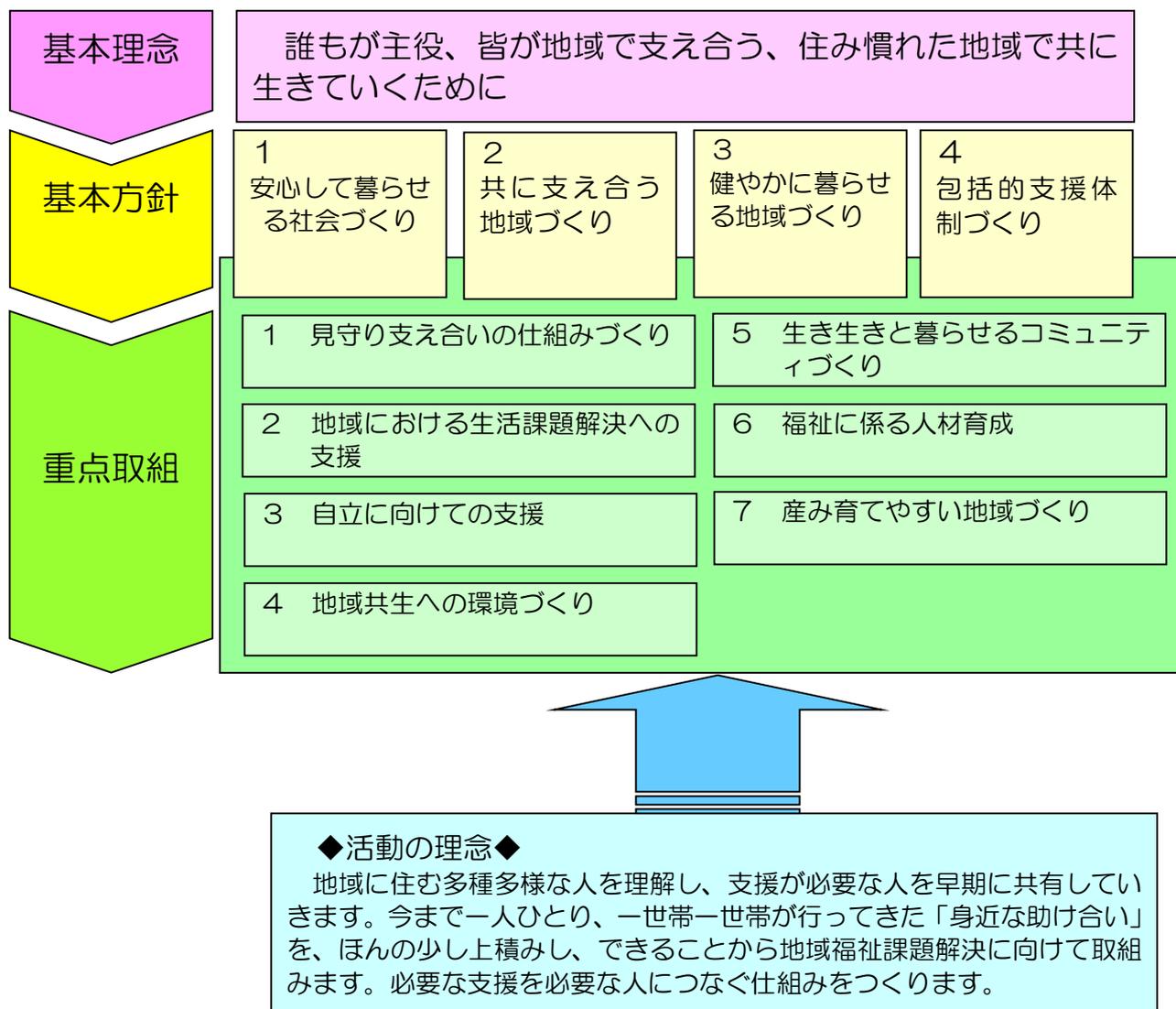
【解説】

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりが生きがいと役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会をともに創っていくという考え方。

3 重点取組

基本方針の推進を図るため、集中的に取り組むべきものを7つの重点取組として掲げて実施していきます。

重点取組は、第1期地域福祉計画の8つの重点事業の取り組み、評価をふまえ、地域における多様な生活課題に多様な主体が関わりを持ち、支援を行っていくという観点を重視して整理を行い、また、令和元年度から開催した地域福祉課題検討会において地域福祉に関する課題を検討する中で出された課題、意見等を反映したものです。



第3章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉の推進体制

「地域共生社会」を目指して地域福祉を推進するためには、地域住民、まちづくり委員会等の地域団体、社会福祉事業を目的とする事業者、関係機関等がそれぞれの役割を果たしつつ、ボランティア等の活動と相まって、相互に連携して相談支援に当たることができる体制と活動が必要となります。

(1) 地域住民・まちづくり委員会等の役割

- 地域住民は、まちづくりの主体として、地域の活動に参画し、日ごろから隣近所との交流を図り、お互いに支え合える関係を築くように努めます。
- まちづくり委員会等は、地域住民の集合体であり、安心して住み続けられる地域づくりの推進に努めます。
- まちづくり委員会の健康福祉委員会等の地域福祉推進団体は、民生児童委員などと連携して、地域福祉の推進に努めます。

(2) 民生児童委員（福祉委員）の役割

- 担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民から生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じ、必要な支援へのつなぎ役としての活動に取り組み、社会福祉の増進に努めます。
- 住民組織であるまちづくり委員会、社会福祉を目的とする事業者やボランティアとの連携及び支援を行い、福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力します。

(3) 民間事業者、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティアの役割

- 民間事業者は、地域社会の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献のあり方を確立させ、地域社会との調和を図り、従業員の行う地域活動に配慮し、地域づくりに努めるものとします。
- 社会福祉法人は、社会福祉事業の提供とともに、地域社会に貢献する使命があります。地域における公益的な取り組みが期待されています。
- NPO 法人は、地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。
- ボランティアは、生きがいや社会参加を創出する場を提供することが期待されています。

(4) 飯田市社会福祉協議会の役割

- 市社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられており、行政や関係機関・団体と連携し、地域福祉を推進するための中心的な役割を担います。
- 市の地域福祉活動を調整してまとめるとともに、地域における福祉需要の把握や住民主体による地域福祉課題の解決に向けた取組の支援を推進します。

(5) 行政の役割

- 市は、地域住民、まちづくり委員会、民生児童委員及び事業者等と協力・連携し、社会福祉事業の計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提

供する体制の確保及び福祉サービスの適切な利用を推進します。

- 地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。また、各福祉分野にとらわれない、横断的な連携体制を構築することが期待されています。
- 各自治振興センターは地域づくりにおける拠点であり、厚生事務担当者、保健師、公民館主事等は、地域住民と直に接することにより地域福祉向上にそれぞれ重要な役割を果たすとともに、各まちづくり委員会等の地域団体、地域福祉コーディネーター等関係機関との連絡・調整役としての機能を発揮します。

(6) 重層的支援体制の整備

- ひきこもりなど従来の福祉制度の狭間の課題、8050 問題など各分野を横断する問題などに対応する「重層的支援体制」の整備に向けた取り組みとして、市に相談者の属性、世代等に関わらず相談を受け止める包括的な相談窓口を設置し、各相談支援窓口との連携強化を図る体制作りを進めます。
- 必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的な支援を実施します。
- 既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を結びつけ、社会とのつながりを回復する支援を進めます。
- 地域福祉コーディネーターによる小地域での福祉活動や社会資源の開発を支援し、または直接支援を行う関係者と調整を図ることにより、問題を抱える相談者が地域社会から孤立することを防ぐとともに、地域における多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を進めます。



【解説】

- 自治基本条例：
平成 19 年に飯田市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにし、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的に飯田市が制定したものです。
- 民生委員と福祉委員：
民生委員は、民生委員法に規定された厚生労働大臣が委嘱する地方公務員です。民生委員の職務は、「①住民の生活状態の把握、②日常生活の相談、助言及び援助、③福祉サービスの情報提供、④社会福祉経営者等との連携及び活動支援、⑤福祉事務所の業務協力等」です。
一方、福祉委員は、飯田市の条例に規定され、飯田市長が委嘱します。福祉委員の職務は、「①生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の心配ごと相談、②寝たきり・独居高齢者の調査、相談、慰問、③生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の処遇改善のための情報収集、④行政機関・福祉事業施設との連絡調整、⑤地域ボランティアの育成等」です。
飯田市では、民生委員が福祉委員を兼ねることと規定しています。
- 社会福祉法：
社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、地域福祉の推進を図ることを目的とした法律です。また、地域住民、社会福祉を目的とする事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加できるように地域福祉の推進に努めることを規定しています。

2 飯田市社会福祉協議会の活動方針

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。地域住民や社会福祉関係者等の参加と協力を得ながら活動することを特徴とし、「公益的で且つ自主的」な組織であり、地域福祉を推進する主体的な団体として位置付けられています。

飯田市社会福祉協議会は、地域の一人ひとりが抱えている悩みや課題を地域全体の課題として捉え、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために、市民や公私福祉関係者の方々とともに、様々な活動を展開していきます。

3 福祉のまちづくりパートナーシップ協定

飯田市社会福祉協議会と飯田市は、平成 20 年 3 月 26 日に、福祉のまちづくりパートナーシップ協定を締結しました。協定書の中で「必要に応じて発効後見直しをする」こととしており、平成 29 年 3 月 26 日に「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」に掲げたビジョンの実現を目指し、全ての市民が、健康で安心して暮らすことができ、同じ地域で暮らす人々がお互いに支え合い、助け合うことができる「共助」の仕組みづくりと、仕組みづくりを通じて心の通い合う福祉のまちづくりを推進するために協定を見直し、協定を継続しました。

飯田市社会福祉協議会と飯田市は、対等・協働を基本とし、「福祉のまちづくり」を進めるものとしています。協働方針として、福祉サービスの充実、保健・福祉の連携の強化、福祉の専門性の向上、地域の支え合いの推進を掲げています。

4 地域福祉課題検討会

地域住民、地域の多様な主体、行政等が、地域が潜在的に持つ力と公的な支援体制の協働により、地域の福祉課題を洗い出し、共有し、解決の取り組みを検討し、出来ることから実践に移していく「地域福祉課題検討会」を、高齢者の課題解決等を目的とした「地域ケア会議」も兼ねながら行っていきます。地域福祉課題の解決などを通して、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう住民相互の支え合いの取り組みを深化させることにより、地域住民が支え合

い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる地域共生社会の構築を目指していきます。

飯田市は、検討会の中で出された課題の解決に向けて、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門職とともに支援を行います。

5 地区基本構想・基本計画の推進

市内全 20 地区において基本構想・基本計画があり、地域特性に応じた計画が推進されています。全てのまちづくり委員会において、基本構想・基本計画又は毎年の事業計画において、高齢者・障がい者への見守り支え合いや地域活動へ参加するための福祉施策、健康づくり、子育て支援、地域支え合いの環境づくり等が盛り込まれており、地域福祉活動の推進が図られています。

6 地域福祉コーディネーターによる地域福祉活動の展開

飯田市社会福祉協議会に設置されている地域福祉コーディネーターが地域住民等とともに地域の福祉課題を把握し、問題解決に向けた検討を行う取り組みを進めます。

住民支え合いマップの作成及び更新などの活動を通じ、また、地域づくりの拠点である各自治振興センターと協調して各地区のまちづくり委員会（健康福祉委員会等）、民生児童委員協議会、福祉サービス事業者、関係機関等と連携することにより、地域の支援システム創りを推進します。

ふれあいサロンなど地域資源の運営を支援し、ボランティア活動の推進を図るなど、住民参加による地域福祉活動の推進に取り組みます。

7 各地区取組事例の横展開

飯田市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが行政との協働により、地域福祉活動推進学習会や地域福祉活動推進研修会、会議等の場を活用し、各地区の取組事例の紹介や事例発表を通じて情報共有を図り、他地区などの主体的な実践活動の創出へつなげていきます。

8 「新しい生活様式」への対応

令和2年の新型コロナウイルスの出現に伴い、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染対策を取り入れた「新しい生活様式」を実践していくことが求められています。地域福祉活動を展開する上では、地域や関係機関での相談、協議、支援、行事等の場において、基本的感染対策（マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保等）の実施や3つの密（密集、密接、密閉）の回避に努めるとともに、人との接触を減らすことによる生活課題の抱え込みや孤立の防止に留意します。

9 計画の進行管理と評価

この計画の進行管理と評価は、円滑な実施を進めていくために、飯田市社会福祉審議会条例の規定により地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議を行う場である、飯田市社会福祉審議会本部会にて行っていきます。

計画期間は4年となっていますが、7つの重点取組を中心として取組内容の実行、評価、見直しで行うPDCAサイクルにより、進行管理に毎年取り組みます。

第4章 第1期重点事業の評価

No.1 『見守り支え合いの仕組みづくり』

【取り組んだこと】

- ・飯田市内 20 地区全域において、まちづくり委員会（健康福祉委員会など）や民生児童委員協議会などと地域住民の協働による地域での見守り対象者を把握するための住民支え合いマップの作成
- ・孤立化の防止や顔の見える関係づくりを目的としたふれあいサロンが、市内 129 か所に増加
- ・民間事業者 13 者とまちづくり委員会が連携した、住民の孤立死などを防止するための飯田市見守りネットワークによる地域見守り活動

【評価】

- ・住民支え合いマップの作成を通じて住民同士のつながりが広がり、見守り活動に活かされました。マップの継続した更新、定期的な日常生活での見守り支え合い活動の実施が必要です。
- ・ふれあいサロン活動により孤立化の防止や地域の関係づくりが進みました。ふれあいサロン活動のさらなる拡充が大切です。
- ・地域と事業者との見守りによる連絡体制がつくられました。民間事業者などと連携した見守り支え合い活動の広がりが重要です。

No.2 『地域における交通手段の確保（福祉有償運送の拡大と公共交通の充実）』

【取り組んだこと】

- ・福祉有償運送は、市内 11 地区で社会福祉協議会（各地区まちづくり委員会）が事業展開し、それ以外の地区を含めてNPO法人などが事業区域とし、市全域での移動困難者の外出支援を実施
- ・まちづくり委員会などが行った公共交通の情報周知
- ・地区が行った、移動困難者へのタクシー代の助成や移動ボランティア活動

【評価】

- ・福祉有償運送は、令和元年度末には、730 人を超える会員の年間延べ 18,900 回余の利用がありました。
- ・南信濃地区では、福祉有償運送によらない移送サービスの検討が行われました。
- ・新規に福祉有償運送の立ち上げに向けた地域での動きが進みました。移動に支障をきたす者のために、福祉有償運送の対象とならない者への足の確保の検討が必要です。

No.3 『生活困窮者への気づきと支援』

【取り組んだこと】

- ・生活困窮者への民生児童委員などによる見守り訪問活動、就労や生活全般にわたる困りごとの相談窓口である飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」などへの情報提供
- ・まいさぼ飯田と連携した、地域行事の手伝いや農家等の協力による就労準備支援

【評価】

- ・生活困窮者の地域からの孤立防止の手助けが行われました。
- ・生活困窮者への地域での気づきが進みました。地域住民の気づきや民生児童委員の活動による早期発見と、関係機関へつないでいく体制整備が必要です。

No.4 『障がい児・者の共生の環境づくり』

【取り組んだこと】

- ・地域の中学生や健康福祉委員などが、障がいを持った当事者と福祉体験交流会を実施
- ・障がい者文化芸術作品展や障がい者週間啓発事業への参加
- ・地域内のバリアフリーマップ作成や障がい者施設の活動への協力
- ・ボランティアによる障がい児・者への支援

【評価】

- ・障がい児・者に対する理解が進みました。今後は、障がいの有無にとらわれることのない相互の理解が深まる取組が必要です。
- ・障がい児・者への協力や支援の取組が行われました。支援などを行うボランティアの養成や育成が重要です。

No.5 『認知症の理解と支援』

【取り組んだこと】

- ・民生児童委員協議会や健康福祉委員会などでの認知症学習会の開催
- ・地域住民や中学生などを対象とした認知症サポーター養成講座への参加
- ・民生児童委員や健康福祉委員などによる認知症高齢者の訪問活動や見守り活動、支援が必要な場合は関係機関などへ情報提供

【評価】

- ・地域での認知症に対する理解が進みました。
- ・認知症高齢者の安否確認などの支援体制がつくられました。認知症高齢者の地域での見守り活動の拡充が必要です。

No.6 『地域福祉に係る人材育成』

【取り組んだこと】

- ・健康福祉委員会などが行う福祉学習会などへの参加の促進
- ・福祉への関心を高める契機となるサマーチャレンジボランティア事業などへの地域に在住する中高校生の参加

【評価】

- ・福祉体験を契機とした福祉分野への就労の事例がありました。
- ・福祉に関する意識の醸成や地域福祉への理解が進みました。ボランティア養成講座への参加やファミリーサポートセンターで生活支援を行う協力会員への登録を促し、地域福祉に係る人材の育成に結び付ける必要があります。

No.7 『地域と共に取り組む健康づくり』

【取り組んだこと】

- ・健康福祉委員会などの健康に関する研修会や運動教室の開催
- ・ふれあいサロンでの地域住民による料理教室や食事会の実施
- ・健康福祉委員会などが中心となり、地域ぐるみでがん検診の呼びかけ
- ・特定健診の受診を勧めるのぼり旗を立てるなどの促進活動

【評価】

- ・適切な生活習慣についての意識が向上しました。
- ・高齢者や男性への食育が進みました。

- がん検診の受診の増加や特定健診の受診率の向上で、生活習慣病の予防につながりました。生涯を通じて健康で支障なく日常生活を送ることができるための、健康寿命の延伸に向けた取組が重要です。

No.8 『結婚から子育て・子育て支援』

【取り組んだこと】

- 地域の結婚相談員を中心とした結婚相談支援、相談員とまちづくり委員会などとの連携による各地域における婚活事業やお見合いによる出会いの場の創出
- 生後4か月の乳幼児家庭への民生児童委員による「おめでとう赤ちゃん訪問活動」
- まちづくり委員会の支援の下、住民の有志で運営されている子ども食堂
- 子育てを助けてもらいたい家庭と、家庭の子育てを支援したい方とを組み合わせるファミリーサポートセンターの会員登録への協力
- 民生児童委員や健康福祉委員などによる子どもたちへの見守り活動の実施や児童虐待などを発見した場合の関係機関への連絡

【評価】

- 婚活事業やお見合いによる出会いの場が契機となった結婚がありました。地域での結婚のためのきっかけづくりの拡大が大切です。
- 子どもたちへの見守り活動が進みました。住民同士がお互いに助け合う地域での子育て力の向上が必要です。

第5章 地域福祉推進のための重点取組

重点取組No.1 『見守り支え合いの仕組みづくり』

【地域の現状と課題】

地域を取り巻く状況は、少子高齢化の進行など社会情勢の変化によって、以前より地域福祉の担い手の確保が困難となり、人の結びつきが希薄になってきています。住み慣れた地域で安心した生活を続けるためには、同じ地域で暮らす全ての住民が地域での役割を持ち、お互いに支え合い、助け合うことができる地域での支え合いの基盤を強化する必要があります。そのためには、住民支え合いマップの活用や飯田市見守りネットワークを通じて、地域において支援を必要とする高齢者や障がい者などを把握し、地域の実情に沿った見守り支え合い活動を通じて孤立や閉じこもりを防ぐなどの支援につないでいくことが必要です。

近年の気候変動に伴う豪雨等による災害に備え、避難等に支援を要する世帯の把握と対応を明確にしておくことが重要であり、住民支え合いマップの整備、活用などによる見守り支え合いの必要性がますます高まっています。

また、地域において困難を抱える子ども、子育てに孤立感や不安を抱える親に対する見守り支え合い活動を通じて孤立を防いでいく等の支援につないでいくことも重要です。

【地域での目標】

- ・住民支え合いマップを更新し、高齢などで支援を必要とする方に対する定期的な日常の見守り支え合い活動により地域からの孤立を防ぎ、災害時の支援に備えます。
- ・飯田市見守りネットワークによる地域見守り活動を進めていきます。

【地域での取組】

- ・まちづくり委員会（健康福祉委員など）や民生児童委員が地域住民と協働して住民支え合いマップを更新し、高齢者などを地域で日常的に見守っていく体制をつくります。
- ・住民支え合いマップを活用して、高齢者などの安否確認の仕組、災害時における要援護者の確認方法について地域で検討を進めます。
- ・飯田市見守りネットワークにおける民生児童委員の安否確認などへの協力やまちづくり委員会と民生児童委員の連携を行います。
- ・自主防災組織を中心に、地域にある社会福祉法人やNPO法人などと災害時の支援体制について協議します。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- ・防災に関する住民支え合いマップの活用方法
- ・民生児童委員からの情報提供について、守秘義務の壁がある。
- ・マップ活用時の個人情報取扱要領の作成が必要
- ・マップ作成の訪問時には、民生児童委員と健康福祉委員などが一緒に訪問することが必要
- ・マップ作成の目的を明確にした情報収集や見守り支え合い活動方法の改善
- ・高齢者宅への地域独自の救急情報キットの整備
- ・催しものなどに参加しない、できない、または、見守りができていない孤立した人への対応をどうするか。

重点取組No.2 『地域における生活課題解決への支援』

【地域の現状と課題】

少子高齢化の進行などの社会情勢の変化により、地域における生活課題は複雑化・多様化するとともに、従来の福祉制度の狭間の課題が生じています。これらの生活課題に的確

に対応するために、地域の見守り支え合いによる課題の把握と、地域福祉課題検討会によるなどの地域住民、関係団体、行政等の協働により検討し解決を図る活動が必要となります。

現在多くの地区では、過疎化や高齢者世帯の増加により、高齢者や障がい者などの中で、移動に支障をきたす方や、買い物に不自由を感じる方が増えています。また、社会問題化している高齢運転者による事故の多発や、免許返納により移動手段に制約を受ける高齢者も増加しています。このような方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、移動スーパーを利用した買い物、地域での移送サービスの構築や公共交通の利便性を高める必要があります。

また、ごみ出し困難世帯へのごみ出し支援など、日々の生活で様々な不便を感じる世帯の生活課題について地域とともに解決の道を探り、地域での生活を維持していきます。

【地域での目標】

- ・地域福祉課題検討会を通して、地域における福祉課題を把握し、その解決に向けた取組や共助による活動展開を行い、地域共生社会を目指していきます。
- ・不便を感じる世帯の生活課題を把握します。
- ・買い物、通院への移動手段の確保やごみ出しが困難な世帯の支援を図ります。
- ・社協などと連携を取りつつ、通いの場に参加するための足の確保を目指します。
- ・公共交通の利用促進を行うとともに、利便性の向上を検討します。

【地域での取組】

- ・地域福祉課題検討会でのアンケートの実施や話し合いの場を通して、地域福祉課題を把握し、地域でその課題の解決に向けた方策を検討し、できることから課題解決を行います。
- ・住民支え合いマップを活用して、生活課題を抱えている世帯の把握を行います。
- ・移動スーパーや店舗での送迎などの情報提供を行い、買い物困難者への支援を行います。
- ・ごみ出し困難世帯の戸別支援について、地域における隣近所の助け合いを進めるとともに、ニーズに対応する収集・処分の方策を検討します。
- ・通いの場に参加するために、移送ボランティアなどによる足の確保を検討します。
- ・高齢者クラブなどで市民バスや乗り合いタクシーの乗り方説明会を開催します。
- ・公共交通機関の利用促進を図るため、まちづくり委員会などでの乗り合いタクシーの案内看板の設置や利用助成制度を検討します。
- ・公共交通の利便性向上のための意見の集約に努めます。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- ・買い物に利用した際の乗合タクシーの乗車場所から自宅までの距離がある。
- ・移動スーパーや店舗での送迎などの情報の地域への発信
- ・ふれあいサロンや地域行事などへ参加するための交通手段の確保
- ・地区として新たな福祉有償運送への取組の検討
- ・移動手段の不足（免許証返納後の買い物、通院などでの交通の便の悪さ）
- ・高齢に伴う作業の困難さ（ごみ出し、常会の出席など）

重点取組No.3 『自立に向けての支援』

【地域の現状と課題】

加齢や心身の障がい、貧困など様々な要因により、日常生活に支障をきたし、孤独・不安を抱え社会的に孤立するなどの課題が生じています。

制度の狭間の問題や、ひきこもり、生活困窮者のような今までの枠組みを超えて横断的に支援を必要とする方も数多く存在し、解決のためには多様な課題がより複雑化、深刻化する前に、状況に応じた包括的かつ横断的な支援が必要です。

地域住民やまちづくり委員会などが協力して、支援に必要な情報をわかりやすく提供し、住民による問題の発見や関係機関による相談支援を早期に行えるようにすることで、地域で孤立させることがなく、地域住民の一人として自立した生活を送られるようにしていきます。

また、民生児童委員などが保有する個人情報適切に活用して、各関係機関が必要な情報を共有し支援につないでいきます。

【地域での目標】

- ・困っている住民の課題が深刻化、複雑化する前に早期発見をして、社会的な孤立を防ぎます。
- ・地域で支え合う自立支援の体制を構築し、地域住民の一人として自立した生活ができることを目指します。
- ・高齢や心身の障がいの方への虐待防止に向けた支援を進めます。
- ・消費者被害の防止などの啓発を実施していきます。

【地域での取組】

- ・課題を早期に地域住民同士で気づき、民生児童委員やまちづくり委員会などと連携して支援機関につなぐことができる見守り体制をつくります。
- ・地域ケア会議などを活用し、身近な地域で生活課題を検討し、地域包括支援センターと協働して課題解決を試みます。
- ・地域からの孤立の防止のために、ふれあいサロン活動への参加を促します。
- ・地域内での就労体験を通して、就労することが困難な方のための支援を行います。
- ・民生児童委員や健康福祉委員などが、虐待を受けている方がいる場合関係機関へ通報し、地域での見守り活動を行います。
- ・消費者や詐欺被害などの予防啓発活動を実施します。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- ・移動手段や施設利用には自己負担があり、年金生活者にはその負担が大変
- ・介護サービスなどを勧めても、家族は利用希望があるが、本人が希望せず制度を未利用

重点取組No.4 『地域共生への環境づくり』

【地域の現状と課題】

年齢、障がい、性別、国籍等により役割を分ける意識の発想を転換し、これら個人の特質に関わらず、一人ひとりが人間として尊重されることが大切です。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として地域の活動や日頃の助け合いに参画し、共に支え合いながら地域共生の環境を高めていくことも重要です。

障がい、認知症などに対する理解の促進や社会参加の推進を図り、孤立を防ぎ、個人の尊厳を尊重して、誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

【地域での目標】

- ・地域共生に対する意識を向上させ、一人ひとりが人間として尊重される地域を目指します。
- ・障がい者などが、地域の福祉活動に主体的に参加や協力できる地域になることを目指します。
- ・障がいなどに関わらず社会参加できるよう機会の提供を増やし、つながりを深めます。

【地域での取組】

- ・障がいなどに対するに関する学習機会の場をつくり、啓発活動に努めます。

- ・世代間や外国人との交流、障がい児・者の支援の活動を通して、障がいなどへの理解促進を深めます。
- ・伝統行事の伝承など、子どもから高齢者までが世代を意識せずに参加のできる身近な取組を実践します。
- ・地域での交流会や行事などで、全ての住民が参加しやすい環境をつくりまます。
- ・障がい者などが生活しやすいようにバリアフリーマップを作成します。
- ・障がい者などの文化芸術活動の機会や場の確保に努めます。
- ・認知症への理解を深め、地域の中で安心して暮らせる環境をつくりまます。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- ・幼児から高齢者まで幅広い世代が集える場所が少ない。
- ・高齢者と若者とのつながりが希薄
- ・高齢者や障がい者などの地域との結び付き、思いを共有して集まれる場の創出

重点取組No.5 『生き生きと暮らせるコミュニティづくり』

【地域の現状と課題】

地域住民の誰もが生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていくためには、まずは健康であることが大切です。

一人ひとりが健康づくりを意識するとともに、地域全体での心身の健康づくり情報の共有を図りながら、運動教室や通いの場などを活用し、地域住民が一体となって、様々な健康づくりに取り組むことが必要です。

また、地域において健やかに生活するためには、新型コロナウイルスの出現に伴い提起された感染予防のための「新しい生活様式」を心がけることにより、各種の感染症の拡大を防ぐことが重要となっています。

より良い豊かな生活を実感するためには、生きがいを持つことも大切です。身近な地域での活動に参加し、一人ひとりが生きがいや地域の中での役割を持ち、心身ともに健康で生き生きと地域で暮らすことができる地域づくりを進めます。

【地域での目標】

- ・地域における健康寿命の延伸を目指します。
- ・地域内での特定健診率向上に努めます。
- ・地域活動や公民館活動で生きがいづくりの場を増やします。
- ・運動教室や通いの場などへの参加や参加者の男性割合の増加を目指します。
- ・高齢者クラブの会員の増加を目指します。

【地域での取組】

- ・健康福祉委員会などによる地域住民に対する健康や福祉に関する研修会を開催します。
- ・特定健診率向上への啓発活動を実施します。
- ・健康増進、機能低下予防を目的とした運動教室やサロンを定期的で開催します。
- ・料理教室などを通して、郷土の食文化の継承や食育活動を実践します。
- ・趣味ややりがいのある地域活動などを通して、生きがいづくりの場をつくりまます。
- ・運動教室や通いの場などで男性の参加者が多くなるための工夫に努めます。
- ・地域住民が主体となって活動する通いの場の再構築や立ち上げを目指します。
- ・高齢者クラブの活動の充実や会員確保を行います。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- ・ふれあい交流館を利用した男性の憩いの場としての活用
- ・地域活動や公民館活動などに参加する高齢者数の停滞
- ・いきいき教室への男性参加者が少ない。
- ・ふれあいサロンや地域行事などでの参加者の固定化や男性参加者の少なさ

重点取組No.6 『福祉に係る人材育成』

【地域の現状と課題】

高齢化や人口減少により、地域福祉を支える人材は不足してきています。多様な担い手を育むためには、地域住民の福祉体験への参加や地域福祉への理解が必要です。

また、継続して安定した地域福祉活動を実施するために、これまでは「支え手」と「受け手」の関係でしたが、これからは「受け手」も「支え手」になれるような相互に支え合う体制とその意識啓発が重要となります。

【地域での目標】

- ・地域福祉に対する地域住民の意識や理解の向上に努めます。
- ・相互に支え合う体制の構築を目指し、通いの場などで活躍する福祉人材の確保につなぎます。
- ・飯田市ボランティアセンターへの養成講座への参加を促し、ボランティアの担い手を増やす協力をを行います。

【地域での取組】

- ・福祉学習会開催や地域行事などを通して地域福祉への理解を深めます。
- ・子どもたちが福祉体験を通して地域福祉への理解と関心を高め、地域に根ざした福祉教育を推進します。
- ・相互に助け合いの意識を醸成する世代間交流事業などを実施します。
- ・ボランティア養成講座への参加を促し、ボランティアの養成について関係機関と協力します。
- ・ファミリーサポートセンター事業などの有償ボランティアへの登録を促進します。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- ・ボランティアの担い手の減少

重点取組No.7 『産み育てやすい地域づくり』

【地域の現状と課題】

それぞれの地域では、未婚化・晩婚化・少子化などにより人口減少が進んでいます。少子化・核家族化により、家庭では出産・子育ての孤立感や不安感を抱える親が増え、いわゆる産後うつに至るなどの問題も生じていると考えられます。また、SNSの普及をはじめとする社会環境や生活様式の変化により、子どもの心身の発達に及ぼす影響も懸念されています。

安心して産み、育て、生活していくには、子育てが孤立しないよう、子どもや子育て親子の交流の場や、世代を超えた交流の機会が大切と考えられます。

【地域での目標】

- ・結婚を希望する方々の「出会いの機会」の拡大を目指します。
- ・子どもや子育てが孤立しないよう、地域交流の機会の拡大を目指します。
- ・地域の子供が、郷土愛を持ち、心豊かに育まれる地域を目指します。
- ・子どもが安心して地域で過ごせるよう、子ども・子育てを虐待や犯罪から守ります。
- ・地域の子を地域ぐるみで尊び、子育てを地域で支え合う意識を醸成します。

【地域での取組】

- ・地域の結婚相談員は、相談者への結婚相談所の登録や出会いの場の創出などにより、結婚に向けた相談支援を行います。
- ・まちづくり委員会と地域の結婚相談員などが連携し、地域主体の婚活事業を開催します。

- 生後 4 か月の乳幼児家庭への民生児童委員による「おめでとう赤ちゃん訪問活動」を行います。
- 子どもたちの地域との交流、学習支援などを進めます。
- 放課後子ども教室などの子どもたちとの交流の場において、地域の高齢者たちが持つ知識や技術を子どもたちに伝えます。
- まちづくり委員会を中心として、地域ぐるみで子どもたちの郷土愛を育む取組を進めます。
- 地域での子どもの見守り活動を実施し、日頃から隣近所であいさつし合うまちづくりを進めます。
- 民生児童委員や健康福祉委員などが、子育てに不安を抱える親の話聞き、必要に応じて関係機関へ連絡します。
- 子どもたちが安心して地域で過ごせるよう、PTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアの連携による防犯活動を実施します。
- ファミリーサポートセンターへの会員登録を促進します。

参考：地域福祉課題検討会で出された主な課題

- つどいの広場は、知り合いがいないと参加しづらい。
- アパート住まいの子育て世帯が孤立傾向、親が子育ての悩みを相談できず抱え込んでしまう。
- 長期休暇時に子どもをずっと祖父母で見ているのは大変であり、放課後児童クラブで希望者全員の預かりを希望する。
- 里帰り出産の際、子どもを預かってくれる場所として、飯田女子短期大学で実施している子育て支援の「わいわいひろば」を利用した。
- ひとり親家庭などを見守ることしかできていない状況
- 小学生以上の子は行事や遊びの伝承の機会がある。
- 親が残業や病気の時の預かり支援がある。

第6章 重点取組を推進するための活動計画（原案）

重点取り組み No.1 「見守り支え合いの仕組みづくり」

【活動方針】

○日常生活において支援を必要とする住民を把握し、福祉課題を地域で共通認識するとともに共助による課題解決に向けた支援活動を展開します。



① 地域福祉活動の理解と取り組みの推進

地域福祉活動学習会・研修会

住民が地域福祉活動について理解を深め、豊かで安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指していけるように全地区対象の研修会等を企画します。また、地区ごとに行われる地域福祉学習会・研修会の開催を支援します。

住民支え合いマップと取り組みの推進

地域の見守り対象者を把握するための住民支え合いマップを作成します。作成のための訪問調査を行い、調査結果をもとに日常の見守りの活動につなげます。



住民支え合いマップの取り組みは、地域の要援護者の確認を通じて地域における福祉課題を把握し、地域福祉の理解とその意識を高める効果があります。また、このマップを活用して様々な地域福祉課題解決に向けた取り組みができ、地区の地域福祉推進における基盤となります。



鼎地区マップ更新作業

マップ調査票(例)

《川路地区 住民支え合いマップ調査》

住民支え合いマップ調査票 (児童用)

この調査票は、体中や介護等で、家庭内に単独となる幼児や児童(小学生)に対して、保護者の依頼に基づき、継続の支援や安否の確認が必要となる場合に、調査し記入してください。

保護者の氏名			
住所	飯田市川路 番地 (区 組合)		
電話番号	日番号 ー ー		
緊急時の連絡先	連絡先の名前(関係)		
	電話番号 ー ー		
子供の性別	区 名	年齢(学年)	通園・通学先
	子	()	()
	女	()	()
	()	()	()
空介確認が必要な時間帯		□平日 () 時 から () 時まで	
緊急となる理由その他留意点			
お預、お戻りしている方			

この調査内容を、関係者・関係機関等、地区で支援をしていただける方々に公表してよろしければ、下記にご署名ください。
保護者署名

川路地区では、高齢者だけでなく児童も含めた調査を行い、地域の支援が必要な方の把握を行っています。日頃の見守りや災害時の救援に対する活用を目的に、毎年更新作業に取り組んでいます。

② 住民による地域福祉活動の展開

地域福祉課題検討会、住民支え合いマップの作成から地域福祉課題を解決するための活動を地区ごとに展開していきます。

見守り支え合い活動

住民支え合いマップを活用し、支援を必要とする方に対する定期的な見守りや声かけ、ゴミ出しなどの生活支援を行います。

《龍江地区 安心コール・見守り活動》

龍江地区では、住民の困りごとを把握するための調査を行い、支え合いマップ作成に取り組んでいます。また、把握した困りごとに対して、常会単位で支え合い活動の取り組みを行っています。

《上郷地区 安心コール・見守り活動》



上郷南条地区では、マップ調査で把握した見守りが必要な世帯に対し、地区でお助け隊を組織して、定期的な見守り活動を展開しています。特殊詐欺被害防止や熱中症、インフルエンザ等の感染症予防のための通知を配付し注意喚起を行っています。

【安心コール・見守り活動実施地区】

下久堅地区、上久堅地区、龍江地区、伊賀良地区、鼎地区、上郷地区

《龍江地区 わが家のあんしん板》

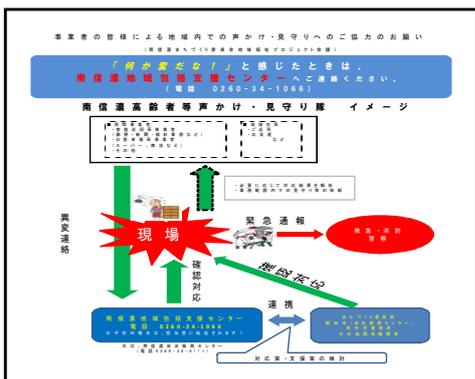
わが家のあんしん板	
氏名	龍江 子太郎
住所	飯田市龍江 1234-56 (常会 羽入田)
TEL	27-3004
第一緊急連絡先氏名	龍江 次郎 (長男)
電話番号	27-3000
携帯番号	090-1234-5678
第二緊急連絡先氏名	龍江 はな子 (長男の妻)
電話番号	27-3000
携帯番号	090-2345-6789
かかりつけ医	輝山会病院
電話番号	26-8111
民生児童委員	天龍 映男
電話番号	27-1234
携帯番号	090-3456-7890
飯田警察署	110
龍江駐在所	27-3007
火事・緊急	119
龍江自治振興センター	27-3004

龍江地区では、家族や担当の民生委員、主治医等といった緊急時の連絡先を記載した「わが家のあんしん板」を作成しています。救急医療情報キットと同じく、いざというときに地域住民同士で助け合いができることを目的に地区独自で作成し、定期的に更新をしています。

南信濃地区では緊急時の連絡先を記載した「あんしんメモ」を作成し、玄関先など見える場所へ掲示しています。

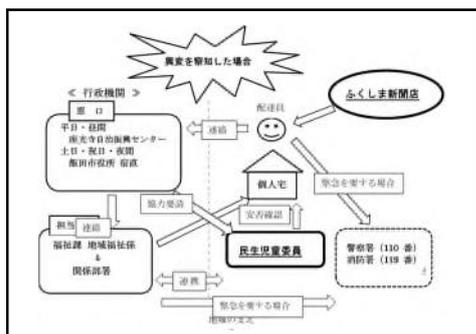
企業との見守りネットワーク

《南信濃地区 見守りネットワーク》



南信濃地区では、地区の民間事業所（郵便局、銀行、スーパー等）と連携して、地区内における課題の早期発見に向けたネットワークづくりを推進しています。認知症による徘徊の見守りや課題把握を地域全体での取り組みとして進めています。

《座光寺地区 新聞店との見守り協定》



地元業者との連携した見守り体制の強化として民生児童委員協議会と新聞販売店等間で地域見守り協定を結んでいます。日常での連携した見守りと緊急時の連絡体制のネットワークを構築しています。

小地域福祉活動

ふれあいサロンの活動は、孤立化の防止や顔の見える関係づくりを目的に、生活における不活発化の防止やフレイル予防に向けた運動や趣味活動を実施しています。また、内容の企画はサロンごとに行い、様々な活動が行われています。

《上郷地区 ふれあいサロン》



上郷地区では、歩いて通える距離の住民同士が集まり、運動を通じて定期的な交流を図っています。前半は健康に関する話題から会話が弾み、後半は健康運動指導士と一緒に体操を行い、フレイル予防にも取り組んでいます。

《松尾地区 ふれあいサロン》



松尾明地区では、毎月1回地域住民同士が定期的に集まり、様々な活動を通して交流を図っています。ボランティアによる演芸披露を鑑賞したり、音楽を聴いたり口ずさみながら手先を動かす運動などを行い、楽しみながらの交流の場となっています。

世代間交流・その他地域福祉活動

地区内での様々な活動や交流を通じて、関係性の希薄化防止を図り、思いやり助け合いの心を育みます。

《座光寺地区 世代間交流事業》



座光寺地区では、正月飾りのおやす作りを地区の高齢者から子どもたちが学び、季節の行事を通じて交流を図っています。高齢者からの学びを通じ、世代間のつながりを強めています。

【世代間交流事業実施地区】

羽場地区、座光寺地区、竜丘地区、山本地区、鼎地区

《龍江地区 地区で暮らす外国人との交流》



龍江地区では、地区で暮らす外国籍の方と言葉の勉強やレクリエーション活動を通して顔の見える関係づくりを目的に、お互いの文化交流をしています。ともに安心して暮らせるように、定期的に地域住民との交流事業を実施しています。

③ 地域福祉財源の確保

赤い羽根共同募金活動は、地域の福祉推進団体で構成される飯田市共同募金委員会により、地域福祉財源確保に向けた地域住民が行う募金活動です。集められた募金は、各地区における敬老会、各種サロン活動、子育て支援といった福祉活動への地区配分をはじめ、社会福祉施設における活動や、安心安全に向けた取り組み、孤立の防止、支え合い活動といった地域活動に対して配分され、財源として活用することができます。

《募金活動》



募金活動には、戸別募金の他に、企業等から協力いただく法人募金、学校で取り組んでもらう学校募金、街頭募金等があります。地区の福祉活動の発展に向けて活動に理解をいただく中で活動を推進しています。

《赤い羽根共同募金地区助成金の活用》



募金で集まったお金は、各地区の福祉活動財源として配分され、地区で行われている敬老会や各種サロン活動、子育て支援、世代間交流等の福祉事業で活用していただいています。また、社協地域福祉事業や、福祉施設における活動などにも配分されています。

重点取り組み No. 2「地域における生活課題解決への支援」

【活動方針】

○高齢や障がい等により日常生活に不便を感じる課題に対し、地区内における生活支援活動を展開し、地域での生活を維持します。



① 地域福祉課題検討会の開催

地域福祉課題検討会は、地域における福祉課題を把握し、その解決に向けた取り組みや共助による活動展開に向けて、地域住民や行政、社協が連携し地域共生社会を目指して継続的に開催していきます。

《竜丘地区課題検討会の取り組み》



竜丘地区では、自治会、福祉健康委員会、民生児童委員協議会が地域の中で感じている福祉課題をお互いに出し合い、抽出した課題に対する地区内での支え合い活動の展開を検討しています。その中で、移動課題に対して福祉有償移送サービスの取り組みが開始されました。

《東野地区課題検討会の取り組み》

東野地区では住民支え合いマップを基盤とした見守り支え合い活動の展開を進めています。まちづくり会議、基本構想部会、民生児童委員協議会が連携しながら地域福祉活動の取り組みについて検討しています。

② 見守り支え合い活動におけるごみ出し、買い物などの生活支援活動

住民支え合いマップなどで把握した、ごみ出しや買い物といった生活課題の解決に向けて、住民による助け合い活動を展開していきます。

《龍江地区支え合い活動》

龍江地区では、支え合いマップを作成する際の訪問調査によって、日常生活での困りごととしてごみ出しの課題を把握しています。把握された課題は常会単位で共有し、ごみ出しが困難な方に対して福祉委員やボランティア委員、民生委員等が協力し支援をしています。また、ごみ出しの支援を通じて安否確認等を含めた見守り活動も行っています。

《橋北地区買い物等支援》

橋北地区では、買い物や外出等の移動が困難な方に対し、近隣住民による買い物や通院の送迎などの助け合い活動が行われています。協力者自身が買い物をするついでにというちょっとした支え合いから生まれた活動は、現在定期的な活動となり、地域住民の暮らしを支えています。

生活支援における社会資源の活用

市内では、有償で生活上の困りごとに対する支援サービスが提供されています。

【移動スーパー】

- ・移動スーパーやまりき
- ・セブンイレブン飯田山本店

【生活支援】

- ・NPO 法人 生活応援ネットスキップ
- ・公益社団法人 飯田広域シルバー人材センター
- ・社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会／飯田市ファミリーサポートセンター(子育て支援・生活支援)

③ 移動課題解決に向けた地区の取り組み

地域で取り組む福祉有償移送サービス

福祉有償移送サービスは、障がいや要介護状態のある方の移動手段の確保を目的とした有償移送事業です。移動課題解決に向けた地区の福祉活動として社会福祉協議会を通じて活動が展開されています。

《地区で取り組む移送サービス事業》



福祉有償移送による移送サービスは、通院、買い物など生活上の移動を支援する事業です。移動困難者への支援として、地区によっては福祉車両も配備されています。地域住民の方が運転協力者となり、移動に困難を抱える方に対し移動のサポートをする、地域での活発な取り組みとなっています。

【移送サービス実施地区】羽場地区、丸山地区、座光寺地区、下久堅地区、上久堅地区、千代地区、竜丘地区、川路地区、上郷地区、上村地区、南信濃地区

《移送サービス運転者講習会》



移送サービスの運転手として活動される方は、自動車学校を会場とした移送サービスの運転者講習会を受講していただき、運転協力者となります。障がいや高齢者の理解、介助方法、また安全な移送方法について講習を受けていただき、各地区の移送事業で活躍されています。

移送サービスにおける社会資源の活用

市内では社会福祉法人、NPO 法人が、単独でタクシー等の公共機関を利用することが困難な身体障がい者、要介護認定者等の福祉移送サービスを提供しています。

- ・社会福祉法人 ぽけっと
- ・NPO 法人 みんなの手
- ・社会福祉法人 八反田
- ・NPO 法人 福祉ネットワーク花の木
- ・NPO 法人 ライフケアいいだ
- ・NPO 法人 生活応援ネットスキップ

公共交通の利用促進

市民バス、乗り合いタクシーの公共交通機関の利用促進を図るため、まちづくり委員会等から利用助成制度を設けています。

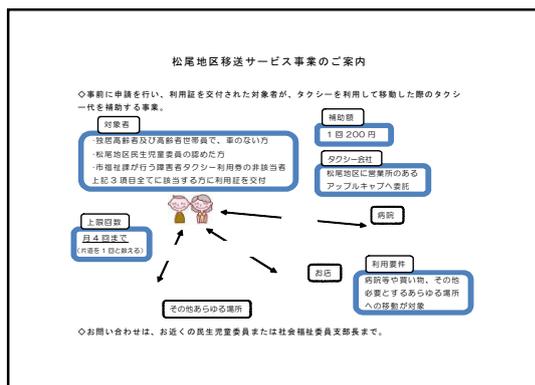
- ・三穂地区 市民バス、乗り合いタクシー、1回の利用ごと（大人100円、子供50円補助）
- ・山本地区 乗り合いタクシー、1回の利用ごと（大人100円、子供50円補助）

《下久堅地区停留所看板設置》



乗り合いタクシーの利用促進のため、停留所に看板を設置しています。看板には停留所ごとに乗降時間を表示し、利用方法についてわかりやすく工夫がされています。また、地域によっては利用者の状況に応じ自宅近くで降車ができる場合もあります。

《松尾地区移送サービス》



独居高齢者または高齢者世帯で車がなく、移動手段が確保できない方に、地区としてタクシー代を助成します。利用証を交付した対象者に、タクシー代を月に片道4回を上限として、1回200円を助成します。

《南信濃地域福祉プロジェクトによる移動課題検討会》



南信濃地域福祉プロジェクトでは、地区内の公共交通、福祉有償移送サービスといった移動手段の見える化を図り、活用方法等をわかりやすくすることで、地域にある資源の有効活用を目指しています。

移送ボランティア活動

《橋北地区移動支援》



橋北地区では、住民同士の助け合い活動として、移動困難な方の買い物支援を目的に、移動ボランティア活動が行われています。車両の提供、運転は住民ボランティアで、まちづくり委員会で活動における保険加入の支援がされています。

④ その他の地域福祉活動

食の確保と高齢者見守り訪問活動

《上久堅地区 食工房十三の里の取り組み》



上久堅地区では住民が主体となって配食サービス事業を立ち上げ、住民の方がバランスのよい献立を考え調理をしています。週2回の配達は、地区の高齢者の見守り活動と合わせ実施をし、地区の民生児童委員と連携したサービスの提供がされています。

住民同士による助け合い活動の推進

《有償福祉サービス事業の推進》

住民が行う有償福祉サービスとしてのファミリーサポートセンター(生活支援)は、高齢者の日常生活での困りごとに対し、会員登録した住民ボランティアが有償で支援する仕組みです。支援を必要とする人と(依頼会員)、支援活動ができる人(協力会員)の住民同士による助け合いとして、各地区単位での展開を目指し、社会福祉協議会で事業を推進しています。

重点取り組み No. 3 「自立に向けての支援」

【活動方針】

○生活課題が多様化し、複雑、深刻化する前に、住民同士が気づき、支援機関につなぐことができる見守り体制を整備し、安心と安全を確保するとともに生活課題のある住民の社会的孤立を防ぎます。



① 様々な生活課題の早期発見の仕組み

住民同士が、生活や就労などに困っている人を早期に「気づく」ことができるように、日々の見守りや声掛けを地域の暮らしの中で行っています。

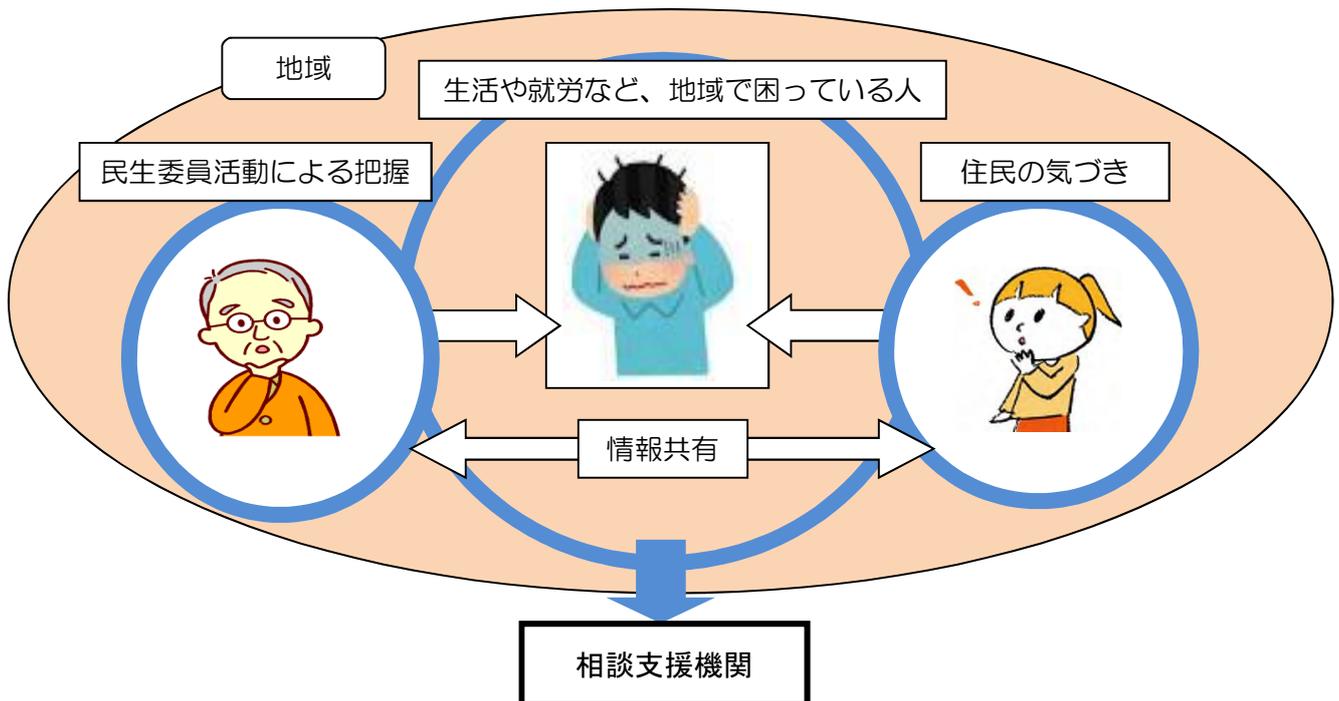
民生児童委員協議会の活動



民生児童委員協議会は、各地区で生活課題などの困りごとに対し、相談対応を行い市と連携して必要な機関につなげる役割を持っています。日頃の訪問活動をもとに地域の福祉の相談役として活動しています。

住民による見守り活動と民生児童委員協議会の連携

見守り活動の中で、生活に課題のある世帯や住民に気づいたときは、速やかに地区の民生児童委員へ情報をつなげます。民生児童委員は状況を確認し、各相談機関の支援につなぎます。



各相談機関の連携による相談体制の構築

生活課題のある住民に対し自立した生活に向けて相談支援を行っています。各地区の自治振興センター、市役所、社会福祉協議会の窓口で各相談機関へつなぐ対応を行っています。また各相談機関はその課題に対して必要となるそれぞれの機関が連携し、包括的、一体的な総合相談支援を目指した対応を行っていきます。

【高齢者の生活に関する相談支援】

- ・地域包括支援センター(飯田市社会福祉協議会・萱垣会)
- ・飯田市長寿支援課

【子育てに関する相談支援】

- ・飯田市こども家庭応援センター「ゆいきっず」
- ・飯田市子育て支援課

【障がい者の生活に関する相談支援】

- ・NPO 法人飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる
- ・飯田市福祉課

【認知症・障害などにより判断能力が低下した方への相談支援】

- ・地域包括支援センター(飯田市社会福祉協議会・萱垣会)
- ・NPO 法人飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる
- ・いいだ成年後見支援センター(飯田市社会福祉協議会)
- ・飯田市福祉課・長寿支援課

【生活困窮者の自立に向けた相談支援】

- ・飯田市生活就労支援センターまいさほ飯田(飯田市社会福祉協議会)
- ・飯田市社会福祉協議会心配ごと相談所・生活福祉資金貸付事業
- ・飯田市福祉課

【ひきこもり・心の健康に関する相談支援】

- ・長野県引きこもり支援センター
- ・長野県自殺対策推進センター
- ・飯田市保健課こころの健康相談

【その他生活における心配ごとの相談】

- ・飯田市社会福祉協議会心配ごと相談所
- ・その他生活相談機関

② 課題解決に向けた住民活動

地域では孤立化の防止、課題解決に向けた様々な地域福祉活動が展開しています。各世代、また各課題に対し活動を通して「気づく」「つなげる」「支える」支援を行っていきます。

孤立化防止に向けたふれあいサロン

ふれあいサロン活動には、参加してもらうことで孤立化の防止や参加者の生活課題把握を行うことができます。活動を通して、参加者の出席状況、体調の変化や困りごとなどの課題を把握した場合は、保健師や地域包括支援センター、民生児童委員等へ早期につなげることができます。

子ども食堂・学習支援

子どもの孤立化、生活課題の悪化防止のための活動として、現在飯田市内でも取り組みが進んでいます。子どもの居場所づくりとして、食事の提供、地域との交流、また学習支援を目的としても活動が展開されています。

《伊賀良地区ハッピーハウスすみちゃん家》



伊賀良地区で行われている子ども食堂は、まちづくり協議会の支援の下、住民の有志により運営されています。食事の提供や学習の支援、季節の行事を通じた地域との交流、子育ての相談も対応しています。

③ 自立に向けた環境づくり

就労自立準備に関わる環境の提供

就労自立準備支援はまいさぼ飯田で実施される支援で、すぐには就労することが困難な方が地域内で就労体験を通じて、段階的なプログラムを活用しながら最終的に一般就労につなげることを目的としています。そのための地域の協力のもとで様々な就労準備作業が受けられるよう取り組みを進めています。

《One Job（就労訓練）》



地域の農家の協力を得て、米の脱穀作業を農家のお宅にて指導を受けながら行ったり、地域の行事のお手伝いをするなどの就労訓練を地域住民の協力のもとに行っていきます。就労を希望する方の安定した生活に向けた支援を行っていきます。

重点取り組み No. 4 「地域共生への環境づくり」

【活動方針】

○様々な困難を抱えた場合でも、生活の楽しみや生きがいを見出し、社会から孤立せず安心してその人らしい生活を送ることができるように、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持って支え合える環境づくりを推進します。



① 障がい児・者への理解促進と共生の環境づくり

障がい児・者でもそうでない人も、共に暮らす共生社会を実現することを目的に、理解の促進と環境づくりを行っていきます。

障がい児・者の理解促進の推進

学童期からの福祉体験を行うことにより、障がい児・者への理解を促進します。

《学校における福祉教育の推進》



障がいに対する理解を深めることを目的に学校などを会場に行う出前福祉講座や、障がい者支援講座への参加などを促す福祉教育推進事業により、専門的な学習や体験を通じて、学童期からの理解を深めていきます。

地域共生に向けた地域活動

障がい児・者が取り組む活動等に参加し、ともに活動することで障がいへの理解を促進します。

《障がい者活動体験》



いずみの家の工房で、小学校から高校生までを対象にパンづくりを行います。いずみの家で働く障がいを持った方が、参加した子どもと保護者にパンの作り方を指導し、焼きあがるまでの工程を通じ交流しながら活動を行い、共生について学ぶ機会となっています。

バリアフリーマップの作成

地域内の障がい児・者が地域で生活しやすいようにバリアフリーマップを作成します。

《上郷地区バリアフリーマップの作成》

No.	施設名	車いすマークの設置				エレベーター	正確なマップ作成
		車いす用	車いす用	自動ドア	トイレ		
1	上郷自治センター						施設1145-1
2	上郷公民館	有	×	有	車いす用	×	施設1145-1
3	上郷図書館						施設1145-1
4	上郷体育館						施設1145-1
5	上郷郵便局						施設1145-1
6	飯田市立病院(障害者保健施設) (ゆうゆう) *高松診療所						施設1145-1
7	*ゆうゆう						施設1145-1
8	*車いすトイレ						施設1145-1
9	北部サービスセンター	有	×	有	車いす用	×	施設1112-1
10	上郷サービスセンター・さくらさくら	有	機材内	有	車いす用	×	施設2212-1
11	特別支援老人ホーム・菜みの里	有		有	車いす用	有	施設2222-1
12	矢野こどもクリニック	×	有	有	有	×	施設1002-1

上郷地区健康福祉委員会では、身体障がい者福祉協会上郷支部からの要望を含め、上郷地区にある病院・医院や薬局、公共の建物や大型店舗、コンビニ店などの車いす利用の可否について調査をしています。調査をしてまとめた一覧表からマップを作成することまでの検討をしています。

当事者支援ボランティア活動の推進

地域内の障がい児・者の生活や様々な活動を支援するボランティア活動の展開を推進します。

《障がい者支援ボランティアの活動》



ボランティアによる障がい者支援を促進します。手話、点訳、要約筆記、音訳ボランティアや、知的障がい者の料理クラブ、車いすバスケットボールクラブなどの活動支援など、障がい者活動を支援する市民ボランティア活動を推進します。

② 地域での障がい児・者の在宅生活の継続

地域の中で障がい児・者が安心した安全な生活が継続できるように、共助の取り組みを推進していきます。

在宅介護者ふれあい相談会の実施

在宅において要介護状態の高齢者や重度障がい児・者等を介護されている介護者を対象に、日頃の悩みを共有し、交流を深め心身のリフレッシュを図ることを目的として実施します。

《橋北地区介護者ふれあい相談会》



橋北地区では、在宅で介護をされている方を対象に、日頃の介護による悩みを話し共有することで介護者同士の交流を深めています。また、保健師による腰痛予防の体操指導を受けるなど、心身ともにリフレッシュを図っています。コロナ禍の状況ながら、各地区で工夫を凝らし開催しています。

見守り支え合い活動

地域の中で、障がい児・者へ生活課題や虐待などに気づき関係機関につなげます。

《住民支え合いマップにおける取り組み》

住民支え合いマップの要援護者調査で、障がい児・者がいる世帯を把握し、緊急時の支援や日頃の見守り活動を行います。本人の様子を含め、世帯の状況から課題の気づきがあった場合は地区の民生児童委員につなげます。早期発見により課題の悪化を防ぐことができます。

地域での障がい児・者の在宅生活の継続に向けた社会資源の活用

障がい者の方が住み慣れた地域でその人らしい安心した生活が継続できることを目的とした相談支援、事業が実施されています。

【相談支援】

- ・ NPO 法人飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる
- ・ 飯田市福祉課

【権利擁護事業】

- ・ いいだ成年後見支援センター(飯田市社会福祉協議会)
- ・ 飯田市社会福祉協議会福祉サービス利用援助事業・日常生活自立支援事業

【精神障がい者の自発的支援】

- ・ 南信地域活動支援センター

③ 障がい児・者が社会参加できる環境の整備

障がい児・者が地域の中で活動する機会を持ち、住民との交流を行うことができる社会参加の場を整備していきます。

障がい者の地域における活動促進

障がい児・者の地域における活動を促進するとともに、地域で活動する当事者支援や当事者を支援するボランティア活動を推進します。

《視覚障がい情報提供の取り組み》



視覚障がい者情報提供事業として広報いいだを音訳及び点訳します。事業実施団体は視覚障がい者支援ボランティアとして市内において活動を展開しています。

《障がい者創作活動と支援ボランティア活動推進》



飯田市社会福祉協議会で実施している障がい者の創作活動支援は、障がい者の社会参加の場の確保とともに、障がい者の活動を支援するボランティア活動としても推進をしています。年間計画により、創作活動教室や運動教室を実施しています。

《障がい者創作活動と支援ボランティア活動推進》



障がい者文化芸術作品展は、障がい児・者の文化芸術的な才能の発掘と、地域での開催によって住民の障がいへの理解の促進を目的に、飯田市美術博物館において毎年開催しています。

《松尾地区障がい者団体への助成》

松尾地区では障がい者団体へ補助金を交付し、会員相互の交流活動を支援しています。身体障がい者福祉協会松尾支部及び手をつなぐ親の会松尾支部へ活動事業補助金を交付し、日帰り研修旅行や研修会の実施を支援しています。

障がい児・者における社会参加促進に向けた社会資源

【福祉販売】

障がい者が就労施設等で生産した物品等を直接市民と接して販売することにより社会参加の機会拡大を図ります。

【障がい者文化芸術作品展】

障がい児・者の文化芸術的な才能の発掘と、地域開催による住民の障がいへの理解促進を目的に、飯田市美術博物館において毎年実施しています。

④ 高齢者の活躍できる環境の整備

高齢者の孤立の予防と生きがいを持った生活が送れるように、地域における高齢者の社会参加、または高齢者が活躍できる場の整備をしていきます。

高齢者の孤立化予防

《座光寺ふれあいサロン》



座光寺地区では、近所の方同士が定期的集まり、ハーモニカ演奏を聞き歌を歌うなどして交流をしています。自宅でそれぞれに新聞紙を折りたたんで作成したゴミ箱を持ち寄り、近所の福祉施設に送るなどのボランティア活動も行っています。

高齢者の社会参加の促進

《竜丘桐林地区異世代交流》



竜丘桐林地区では、高齢者クラブ（桐寿会）の皆さんと地区の子どもたちが（園児・小中学生）焼きいも大会やおやす作りなど季節の行事を通じて交流を深めています。異世代による交流の場として、地区の高齢者クラブの活動が定着しています。

重点取り組み No.5 「生き生きと暮らせるコミュニティづくり」

【活動方針】

○心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるように、健康に対する価値観や個人の考えを尊重しながら、地域の中で一緒に健康づくりに取り組みます。



① 地区の健康寿命の延伸に向けた取り組み

＜座光寺地区男性の料理教室の開催＞



座光寺地区では、健康福祉委員会がまちづくりと協力して地区の男性住民に対し、料理教室を開催しています。管理栄養士を講師に招き、栄養バランスのよい献立をもとに食を通じた健康管理を学んでいます。また、調理を通じた交流も図られています。

＜東野地区研修会の開催＞



東野地区では、健康福祉委員会による地域住民に対する健康や福祉の研修会を行っています。また、孤立の防止や顔の見える関係づくりを目的としたサロンを同時に開催する日も設け、講師を呼んで笑いヨガの講演を聞くなど工夫を凝らしています。

健康の維持・増進に向けた地域の社会資源

地区では自治振興センター保健師による様々な健康増進、生活習慣病予防や介護予防といった事業があります。

- ・生活習慣病重症化予防の支援
- ・健康講座（企業、消防団、ふれあいサロン、いきいき教室など）
- ・健康相談（保健師における随時相談、こころの相談等）

② 地域で取り組む健康づくり活動

機能低下防止に向けた取り組み

高齢化が進む中、地区で取り組む健康増進、機能低下予防に向けた、運動教室やサロンにおける取り組みを推進していきます。

《橋北地区にこやか健康教室》



橋北地区では健康福祉委員会で高齢者の機能低下防止に向けた運動教室を支部ごとで定期的
に開催しています。運動や健康維持に関する講
演、幼稚園との交流など計画的に実施していま
す。

《上郷下黒田地区ふれあいサロンひまわりの会》



上郷下黒田地区では、月1回地区の高齢者が
集まり、ボールを使った運動や全身を動かす体
操を行い、終了後は茶話会を通じて参加者同士
の交流を図り、心身機能の低下予防に向けた取
り組みをしています。

男性参加率の向上に向けた取り組み

地区活動における男性の活動参加が少ないことが課題となっており、地区ごとで男性参加の増
加を目指す取り組みを推進します。

《南信濃地区サロンきらく会》



南信濃地区では、男性の参加率の増加を目的
に、男性が参加しやすい内容の工夫をしていま
す。会場は一か所に固定せず、カラオケができ
る場所やマーじゃんができる場所を会場にする
など、工夫し開催しています。会場を変更する
ことで、地区の広範囲から参加しやすいメリッ
トがあります。

重点取り組み No. 6 「福祉に係る人材育成」

【活動方針】

○地域における福祉活動への理解を促進し、福祉人材の育成を図ります。



① 地域における人材育成

地域における住民の理解促進に向けた学習、研修の機会への地域住民の参加、また学童期からの福祉体験の機会を設けていくことで、地域における福祉人材の育成、確保を目指します。

地域における福祉人材の育成

地域内で行う福祉学習会や、地域行事イベントを通じて、福祉への理解を深め相互支援の取り組みへと発展していけるよう取り組んでいきます。

《地区で行う地域福祉活動学習会の開催》

上久堅地区では年度当初、健康福祉委員を中心に地域福祉活動について学習会を開催しています。学習会を通じて、地域で取り組む見守り支え合い活動等を含め地域福祉への理解を深めています。

《竜丘地区世代間交流事業》



世代間交流事業では、世代の違う住民同士で作業や行事を行うことで、顔の見える関係づくりを図るとともに、将来を担う人材の育成や相互の助け合いの意識の醸成を図っています。

ボランティア活動の推進

ボランティア活動を通じて相互支援の取り組みの発展に向けた地域住民の意識の向上を図るとともに、地域福祉人材の確保、育成につなげていきます。

《ボランティア活動への参加促進》



ボランティアとは無償性、社会性がある自発的、積極的な活動です。活動により、人とのつながりや役割、新たな発見につながるなど自分自身を豊かにすることができる活動です。市内において福祉施設支援、芸能、美化、障がい児・者支援等様々なボランティア活動が展開されています。

地域における福祉意識の向上につなげる事業

飯田市ボランティアセンター（飯田市社会福祉協議会）では地域住民の福祉への理解を深めてもらうため出前福祉講座など地域で福祉を学ぶ機会を提案、提供しています。

- ・ボランティア活動推進(ボランティアコーディネーターによる活動支援)
- ・ボランティア養成・情報提供
- ・地域福祉研修会・学習会開催支援

学校における福祉教育の推進

子どもたちが福祉体験を通して社会福祉の理解と関心を高め、地域に根ざした福祉教育を推進します。

〈コミュニティスクールと福祉教育〉

飯田西中学校、丸山小学校区におけるコミュニティスクールでは、地域住民との懇談の中で、学校と地域が連携し相互に福祉意識の醸成につながっていけるよう福祉教育事業との連携した子どもへの支援が検討されました。

学校における福祉意識の向上につなげる事業

飯田市ボランティアセンター（飯田市社会福祉協議会）では学校を通じて児童・生徒が社会福祉に関わるテーマについて、体験を通じて社会福祉の理解が高まるように地域に根ざした福祉教育を推進します。

- ・福祉出前講座
- ・サマーチャレンジボランティア事業（短期ボランティア体験）
- ・高校生ボランティア活動推進事業
- ・福祉教育実践校活動支援(小中学校・高校)
- ・幼年期福祉教育活動支援（保育園・幼稚園）

② 市内の福祉人材の養成

市内ではボランティア活動の他、住民主体で実施される様々な地域福祉活動事業の担い手確保に向けた講習会が開催されています。多くの住民に関心をもって参加してもらえるように事業を推進する中、地域内における福祉人材確保につなげていきます。

ボランティア養成

市内で活動するボランティアを養成します。

《ボランティア養成講座》



飯田市ボランティアセンターでは、ボランティアを始めたい人、興味・関心のある地域住民を対象にしたボランティア養成講座（ボランティア登録説明会）や傾聴ボランティア養成等の技能ボランティア講座を開催しています。併せてボランティアについての理解を深め活動へとつなげる支援を行っています。

《障がい者へのボランティア養成》



障がいについての理解と知識を深め、障がいのある方の活動をサポートできる人材の育成を目的に障がい活動支援サポーターの養成を行います。講座を通じて障がい者への理解や技術等を学び、障がい者へのボランティア活動等の紹介を行います。

地域福祉活動における人材育成

住民主体による地域福祉活動や有償ボランティアによる支援活動等において行われる各養成講座が開催されています。

《介護予防サポーター養成（通所介護サービスB事業）》



まちづくり委員会・健康福祉委員会を通じて住民主体で実施する通所介護サービスB事業は、介護予防サポーターにより運営されます。介護予防サポーター養成講座では、高齢者の知識、運動方法、心肺蘇生法等を学び、修了後は各地区の事業運営に協力します。

《生活支援協力会員養成（ファミリーサポートセンター(生活支援)事業）》



飯田市社会福祉協議会が事務局を持つファミリーサポートセンター(生活支援)事業は高齢者の生活支援が必要な住民と支援を行う住民を組織化する、地域における相互支援活動です。この養成講座では支援を行う住民を対象として実施しています。

《養育支援家庭訪問登録員の養成(養育支援員家庭訪問事業・ファミリーサポートセンター(子育て支援)事業)》



児童の養育支援が必要である家庭に対し、過重な負担がかかる前に訪問による支援を実施し、安定した児童の養育が行えるように養育支援家庭訪問登録員を要請しています。養成講座の終了後は、市養育支援事業、ファミリーサポートセンター(子育て支援)事業で支援活動を行います。

認知症の理解、支援における人材育成

住民同士の見守り支え合いにより認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりを目的に、認知症についての理解の促進を図っていきます。

《認知症についての学習会》



健康福祉委員会や民生児童委員会等において、認知症学習会を取り入れた研修会や、サロンや健康教室などの集いの場でも地域包括支援センター等の出前講座を利用してもらうなど、様々な場面で認知症への理解の促進を図っていきます。

《認知症サポーターの養成》



地域住民や金融機関等の業者に対してキャラクターバンメイト（認知症サポーター講師）が「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を持って地域で暮らす認知症の方やその家族への手助けをする人材の育成や認知症高齢者に優しい地域づくりにつなげます。

権利擁護における人材育成

認知症や障がいを持った方が住み慣れた地域でその人らしい安心して生活が継続できるように、令和3年度から権利擁護に関する支援を行う市民後見人の養成を行っていきます。

《市民後見人養成（いいだ成年後見支援センター）》

認知症や障がいを持った方の権利や利益を守るため、成年後見制度利用の際の成年後見人候補者として、また、いいだ成年後見支援センターの後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員として、一般市民の中からの権利擁護支援に関わる人材養成を検討しています。この人材養成は、権利擁護支援の担い手不足を解決するのみならず、地域における権利擁護意識を向上させ、認知症や障がいを持った方が、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるための地域づくりにつながります。

重点取り組み No. 7 「産み育てやすい地域づくり」

【活動方針】

○地域での孤立や少子の課題を解決し人口減少の進行防止につなげます。



① 共に支え合う未来のパートナーづくり

結婚を希望する方の結婚活動を促進し結婚する人の増加を図ります。

地区における結婚相談員の活動

各地区の結婚相談員は地域の結婚相談者に対し結婚相談所の登録や出会いの場づくりにより、結婚に向けた相談支援を行います。

《お見合いの実施》

各地区の結婚相談員は、結婚相談所の登録者同士のお見合いを実施します。お見合いに当たっては、希望する条件や出会う場所のセッティングなど、その方にあった環境を考慮しながら実施し、その後も随時フォローなどの支援を行っていきます。

《婚活イベントの実施》



調理やレクリエーション等の活動を通して交流を楽しむ中で、出会いにつながるイベントを行います。お互いのコミュニケーションを促進し、より相手を知る機会としてローテーショントークを行うなど、カップルになりやすいイベントの進行を行い、参加者の積極性を高め、カップルの成立へとつなげていきます。

《地区と連携した婚活イベントの実施》



各地区の結婚相談員が中心となって、地区の消防団やまちづくり委員会と連携しながら、婚活イベントを実施しています。結婚に結びつくようカップル成立を目標に、和やかな雰囲気作りをしています。

飯田市結婚相談所における相談支援

飯田市結婚相談所（飯田市社会福祉協議会）は、結婚相談アドバイザーを配置し、各地区の結婚相談員と連携した相談窓口の開設や、全市対象の婚活イベント、婚活セミナー等の開催及びお見合い等を実施しています。

【飯田市結婚相談所の事業】

- ・結婚相談支援
- ・各地区結婚相談員の活動支援
- ・婚活イベント「ときめき出会いパーティー」の開催（全市）
- ・婚活セミナー、結婚を考える親向けセミナーの開催（全市）
- ・お見合いの実施
- ・婚活支援を行う他機関との連携
- ・県外婚活イベントの実施

② みんなで支える子育て・子育て支援

地域の支え合いの中で、安心した子育てができる環境整備を行い、地域での子育て力を高めま

す。

地域の子育て力の強化

共働き家庭の増加や子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対して、地域ぐるみで子育てを応援

します。

《おめでとう赤ちゃん訪問活動》



生後4か月の乳幼児の家庭を、主任児童委員・民生児童委員と一緒に訪問します。出生の祝い品を贈呈するとともに、母子の様子、育児の悩みや困りごとなど相談等を受け、地区の保健師につなげます。

《上久堅地区「上久堅子育て支援の会」》



出産から小学生までの子育てを地域で応援することを目的に、地区の住民から会員を募り、出産・入学等の祝い金、園児の預かり事業など子育て支援活動の補助を行っています。

《三穂地区「地域による託児事業」》



三穂地区では、未入園児を持つ保護者が、保育園や小学校の行事に安心して参加できる託児事業、延長保育時の保育士等を「地域住民」が行うことで、保護者が子育てだけでなく、地域での生活の悩みを気軽に相談でき、安心して子育てができる支援をしています。

住民参加による子育て支援事業

飯田市ファミリーサポートセンターは仕事と家庭の両立により、一時的な子育て支援が必要な場合に、支援を必要とする人(依頼会員)と支援活動を行うことができる人(協力会員)をマッチングさせ地域での子育てを助け合います。

《飯田市ファミリーサポートセンター(子育て支援)事業》



ファミリーサポートセンターにアドバイザーを配置し、依頼会員と協力会員同士の連絡調整を行います。養育支援家庭訪問登録員養成講座を受講した地域住民が協力会員となり、有償福祉サービスとして活動をしています。保護者が急用等で外出する場合や保育所入所前の預かり等の支援を行います。

《地域協働型保育(丸山、上久堅、川路、三穂)》

地域の協力、協働を得て、地元の公立保育所等の夕方以降の保育人材を、地域と一緒に頑張って掘り起こし、地域の子を地域の力で育みます。

子育て支援における市民・関係機関の連携

【飯田市こども家庭応援センターゆいきっず】

子育てに関する総合的な相談支援施設です。子育て世帯が孤立せず安心して子育てができるよう、社会全体で応援する仕組みづくりを進めています。専門スタッフによる相談支援や内部、外部機関とともに包括的な支援を推進しています。

【子育て支援ネットワーク協議会】

児童虐待には複雑な問題が絡んでいるため、関係機関が連携し効果的な援助を行うためネットワーク協議会を設置し、飯田市こども家庭応援センターが中核となって、児童虐待の予防に取り組みます。

資料編

1 飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日

No.	氏名	分科会	所属団体等
1	原 久	児童福祉分科会	飯田市社会福祉協議会
2	近藤 政彰	児童福祉分科会	飯田市私立保育園連盟
3	小池 とし子	児童福祉分科会	飯田市ひとり親家庭福祉会
4	宮下 智	障がい者福祉分科会	南信州広域連合地域自立支援協議会
5	菱田 博之	障がい者福祉分科会	飯田女子短期大学（学識経験者）
6	松澤 陽子	障がい者福祉分科会	飯伊圏域障がい者総合支援センター
7	吉川 一実	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会
8	梅村 浩正	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会
9	多田 雅幸	高齢者福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会
10	小西 盛登	健康づくり分科会	飯田市公民館館長会
11	稲垣 享子	健康づくり分科会	飯田市食生活改善推進協議会
	黒澤 文実子	健康づくり分科会	健康福祉委員会等代表者連絡会 （令和2年7月29日まで）
12	土屋 秀富	健康づくり分科会	健康福祉委員会等代表者連絡会 （令和2年7月30日から）
13	中島 武津雄	健康づくり分科会	飯田市社会福祉協議会

2 飯田市社会福祉審議会本部会の開催状況

期日・場所	会議名	協議事項
令和2年 2月12日（水） 本庁舎会議室	第4回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・第2期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の諮問
令和2年 3月24日（水） 本庁舎会議室	第5回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・第2期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の素案について 内容：全体構成、基本理念・基本方針、重点 取組事業について協議
令和2年 7月30日（木） 本庁舎会議室	第6回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・第2期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動 計画の素案について 内容：前回からの修正点の審議

令和2年 10月29日(木) 本庁舎会議室	第7回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・第2期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について 内容：原案の中間報告、素案からの修正点の審議
令和2年 11月16日(月) 本庁舎会議室	第8回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・第2期飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の原案について 内容：前回からの修正点の審議、重層的支援体制の協議、原案の確認
令和3年 2月9日(火) 本庁舎会議室	第9回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・市長からの諮問に係る協議、市長への答申書案について 内容：パブリックコメントでの意見と意見に対する市の考え方の協議
令和3年 2月12日(金) 市長公室	市長への答申	・正副委員長から市長に対して、第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画の答申書の提出

3 地区等との意見交換の開催状況

期日	会議名	参加人数
10月1日(木)	上久堅地区民生児童委員協議会定例会	7
10月2日(金)	川路地区民生児童委員協議会定例会	6
10月5日(金)	上村地区民生児童委員協議会定例会	5
10月5日(金)	千代地区健康福祉委員会	12
10月6日(火)	橋南地区民生児童委員協議会定例会	11
10月6日(火)	東野地区民生児童委員協議会定例会	9
10月6日(火)	丸山地区民生児童委員協議会定例会	9
10月6日(火)	龍江地区民生児童委員協議会定例会	9
10月6日(火)	三穂地区民生児童委員協議会定例会	6
10月6日(火)	伊賀良地区民生児童委員協議会定例会	22
10月6日(火)	鼎地区民生児童委員協議会定例会	23
10月6日(火)	上郷地区民生児童委員協議会定例会	26
10月6日(火)	南信濃地区民生児童委員協議会定例会	10
10月6日(火)	鼎地区地域福祉課題検討会	9
10月8日(木)	橋北地区民生児童委員協議会定例会	12
10月8日(木)	羽場地区民生児童委員協議会定例会	12
10月8日(木)	座光寺地区民生児童委員協議会定例会	9
10月8日(木)	松尾地区民生児童委員協議会定例会	20
10月8日(木)	山本地区民生児童委員協議会定例会	10
10月12日(月)	丸山地区健康福祉委員会	38

10月12日(月)	松尾地区健康福祉委員会	13
10月14日(水)	千代地区民生児童委員協議会定例会	8
10月20日(火)	橋北地区まちづくり委員会	20
10月21日(水)	県地区健康福祉委員会	20
10月22日(木)	上郷地区健康福祉委員会	11
11月9日(月)	下久堅地区民生児童委員協議会定例会	9
11月10日(火)	竜丘地区民生児童委員協議会定例会	12
11月12日(木)	川路地区健康福祉委員会	19

4 福祉相談窓口一覧

(1) 子育て・発達・就学・家庭児童・児童虐待に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
こども家庭応援センター	本町1丁目15	22-4511	平日8:30~17:15

(2) 児童虐待

名称	電話	受付時間
児童相談所全国共通3桁ダイヤル	189	24時間対応

(3) 医療、子どもの心とからだ、精神保健に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田保健福祉事務所	追手町2丁目678	53-0444	平日8:30~17:15

(4) 障がいのあるお子さん又は発達に心配のあるお子さん及び家族の相談

名称	所在地	電話	受付時間
こども発達センターひまわり	松尾新井5933-2	23-6097	平日8:30~17:15

(5) 障がいのある方または家族の相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる	東栄町3108-1	24-3182	平日8:30~17:30

(6) 高齢者の介護予防や生活の相談

名称	所在地	電話	担当地区
いいだ地域包括支援センター	銀座3丁目7 堀端ビル2F	56-1595	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、座光寺、上郷
いがら地域包括支援センター	三日市場406-31	28-2361	山本、伊賀良
かわじ地域包括支援センター	川路3467-2	27-6052	松尾、下久堅、上久堅、千代、龍江、竜丘、川路、三穂
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田1550	0260- 34-1066	上村、南信濃
かなえ地域包括支援センター	県一色551	53-9411	県

(7) 生活保護に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市福祉事務所	大久保町 2534	22-4511	平日 8:30~17:15

(8) ひきこもり及び心の健康に関する相談

名称	電話	受付時間
長野県引きこもり支援センター	026-227-1810	平日 8:30~17:15
長野県自殺対策推進センター	026-227-1810	平日 8:30~17:15
こころの相談	22-4511	平日 8:30~17:15

(9) 年金に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田年金事務所	宮の前 4381-3	22-3641	平日 8:30~17:15

(10) 成年後見に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
いいだ成年後見支援センター	銀座 3 丁目 7 堀端ビル 2F	53-3187	平日 8:30~17:30

(11) 消費トラブル問題に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市消費生活センター	大久保町 2534	22-4530	平日 8:30~17:15

(12) 公正証書に関する相談

名称	所在地	電話
飯田公証役場	常盤町 30	23-6502

(13) 交通事故に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
交通事故相談所飯田支所	追手町 2 丁目 678	53-0429	平日 8:30~17:15

(14) 生活や就労などの総合的な支援相談

名称	所在地	電話	受付時間
生活就労支援センター まいさぼ飯田	高羽町 6 丁目 1-3	49-8830	平日 9:30~17:00

(15) 生活困窮者の自立に向けた相談及び生活における心配ごとの相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市社会福祉協議会 心配ごと相談所	東栄町 3108-1	53-3180	平日 8:30~17:30

(16) 結婚に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市結婚相談所	東栄町 3108-1	53-3182	平日 8:30~17:30